

平成24年10月1日から

# 「障害者虐待防止法」が 施行されます

**「障害者虐待防止法」**は、虐待によって障がい者の権利や尊厳がおよびやかされることを防ぐ法律です。虐待は、特定の人や家庭、場所ではなく、どここの家庭でも起こるかもしれないことです。このため、住民一人ひとりが虐待をもっと身近な問題としてとらえ、小さな兆候を見逃さず早期発見することが大切です。

障害者虐待防止法には、虐待に気づいた人の通報義務も定められています。みんなで協力して、だれもが安心して暮らせる社会をつくりましょう。

## 障がい者への虐待は 大きく3種類に分けられます

- ① 養護者（障がい者の生活の世話などを行っている家族や親族、同居する人）による虐待
- ② 障害者福祉施設従事者等（福祉施設や福祉サービス事業所で働いている職員など）による虐待
- ③ 使用者（障がい者を雇用している事業主など）による虐待

## 養護者（家族等）への 支援も大切です

障がい者虐待では、虐待をしている家族など養護者も支援が

必要な場合が少なくありません。介護疲れや障がいに対する知識不足、家族間の人間関係、養護者自身の障がいなど要因はさまざまですが、養護者に対して適切な支援を行うことで、障がい者に対する虐待も予防することができますと考えられます。

## 「障害者虐待防止センター」に ご相談ください

障がい者の虐待にかかわる通報や届出、支援などの相談窓口として、福祉保健課に「障害者虐待防止センター」を設置しました。ご相談のある方は下記までご連絡ください。

## このようにすることが 「虐待」になります

### ① 身体的虐待

障がい者の体に傷やあざ、痛みを負わせる暴行を加えることです。正当な理由もなく身体を縛り付けたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制したりする行為も含まれます。

### ② 性的虐待

障がい者に無理やり（または同意があったと見せかけて）わいせつな行為をしたり、させたりすることです。

### ③ 心理的虐待

障がい者を脅し、侮辱するよつな言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的な苦痛を与えることです。

### ④ 放棄・放任（ネグレクト）

食事や排せつ、入浴、洗濯などの世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療、教育を受けさせないなどによって、障がい者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させることです。

### ⑤ 経済的虐待

本人の同意なしに（あるいはだますなどして）財産や年金、賃金を使ったり、理由なく金銭を与えないことです。

問い合わせ ● 町障害者虐待防止センター（町福祉保健課内） ☎0187(84)4907

## 身体障がい者巡回相談のお知らせ

聴覚に障がいのある方を対象とした巡回相談を開催します。身体障害者手帳の診断や補聴器の交付・修理などについて、医師や専門業者が直接相談に応じます。相談料や診察料はかかりませんので、安心してご利用ください。

- 対象者 ● 障害区分が「聴覚」の方
- 開催日 ● 10月23日(火)
- 受付時間 ● 午前9時30分～午前11時30分
- 診察時間 ● 午前10時～正午
- 会場 ● 大仙市 大曲中央公民館  
大仙市大曲日の出町2丁目6-60  
(☎0187-63-6101)

問い合わせ ● 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907(内線1504)

### 告示日:11月6日(火)、投票日:11月11日(日) 美郷町長選挙に関するお知らせ

#### ■期日前投票所の投票立会人を募集します

内 容	期日前投票所の投票立会人として、投票が公正に行われているか立ち会います。
応募資格	美郷町に住所を有し、かつ選挙権のある方
立会期日	11月7日(水)~11月10日(土)のうち都合の良い日
立会時間	午前8時30分~午後8時
立会場所	期日前投票所 (美郷町役場・美郷町学友館・美郷町公民館のいずれか)
報 酬	1日 9,500円 ※ただし、所得税法の規定により1,600円を源泉徴収します。
応募方法	電話で「氏名・住所・生年月日・電話番号・立会いを希望する期日と期日前投票所名」をお知らせください。
応募期限	10月12日(金)
そ の 他	応募者多数の場合は、抽選により決定します。

#### ■不在者投票に関するお知らせ

##### (1)仕事などで町内において投票ができない方へ

出稼ぎや旅行などで他の市町村に滞在されている方、またはそのような見込みのある方は、滞在地において不在者投票ができます。請求用紙は美郷町役場総務課にありますので、**滞在地の住所地名がわかるものを持参のうえ、お早めに手続き**をしてください。

また、病院や施設等に入院または入所されている方は、その病院や施設等で不在者投票ができる場合がありますので、まずはその病院等にお問い合わせください。

##### (2)郵便等による不在者投票について

次のいずれかに該当する方は不在者投票の請求ができます。

①	身体障害者手帳をお持ちで障害の程度が3級以上(ただし、両下肢や移動機能等の障害の方は2級以上)の方
②	戦傷病者手帳をお持ちで障害の程度が第3項症以上(ただし、両下肢等の障害の方は第2項症以上)の方
③	介護保険被保険者証に要介護状態区分が要介護5として記載されている方

この場合、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要がありますので、**お早めに選挙管理委員会**までお問い合わせください。

問い合わせ ● 美郷町選挙管理委員会・美郷町明るい選挙推進協議会事務局(町総務課内)  
☎0187(84)1111(内線1205)

### 巡回行政相談を行います

10月15日(月)から21日(日)までの「行政相談週間」に合わせて、行政相談委員が次の日程で行政相談所を開設します。行政に関する苦情や意見・要望など、お気軽にご相談ください。

日時 ● 10月17日(水) 午後1時30分~午後3時30分  
場所 ● 美郷町公民館 メディアルーム

#### ■行政相談委員

氏 名	地区名	電話番号
鈴木清文さん	千畑地区	☎0187(85)2435
熊谷真利さん	六郷地区	☎0187(84)2152
月輪妙子さん	仙南地区	☎0182(37)2702

行政相談委員は総務大臣から委嘱を受け、国の仕事などについての苦情や意見・要望を受け付け、皆さんと関係行政機関等との間に立って、その解決を図る活動をしています。

巡回行政相談以外にも、定期的に相談所を開設しています。開設日時・場所は、「広報美郷」巻末の「町のカレンダー」に毎月掲載しています。

問い合わせ ● 町総務課 総務班 ☎0187(84)1111(内線1206)